

## 東久留米市第4次長期総合計画 後期基本計画を策定しました

### 第4次長期総合計画 後期基本計画の策定にあたって

市長 **並木克巳**



東久留米市のまちなぎの将来像「自然 つながり 活力あるまち」東久留米」を目指して、23～27年度を計画期間とする前期基本計画の5年間の経過しました。この間、東久留米市を取り巻く社会環境は大変厳しく、少子高齢化の進行、地域経済の低迷などの影響もあり、市政も厳しい状況が続いています。また、第4次長期総合計画のスタートと同時に発生した東日本大震災では、東久留米市としても、安全・安心への対策の必要性がより鮮明になるなど、多岐にわたる新たな課題も生じてきています。

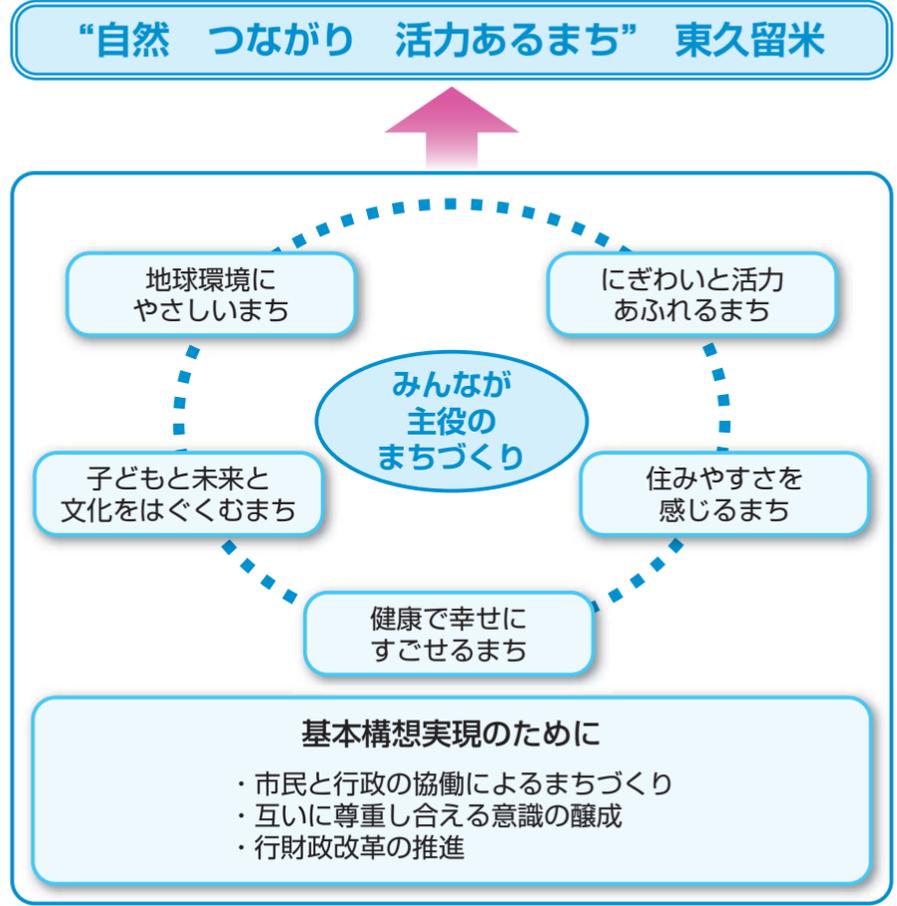
こうした中においても、市民の皆さんが安全に、安心して暮らせるように、基礎自治体としての責務を果たしつつ、将来のまちなぎを見据えた市政運営が必要となります。このたび、28～32年度を計画期間とする後期基本計画を策定しました。今後、少子高齢化のさらなる進行や人口減少が予測される中、国においては、地方創生や一億総活躍社会の実現を目指した大きな動きがあります。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、東久留米市としても市制施行50周年を迎えることとなります。そうしたことから、後期基本計画の策定に当たりましては、新たな視点での取り組みが求められ、さらに魅力あるまちづくりを積極的に推進していくため、時代の潮流や市民ニーズを踏まえた計画となるよう努めました。

今後「自然 つながり 活力あるまち」東久留米」を目指して、この後期基本計画を市政運営の柱として取り組んでまいります。また、後期基本計画を推進するものとして、「財政健全経営計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も策定し、将来にわたって持続可能な市政運営を行っていくため、不断の行財政改革を進めながらも、地域の活性化を図り、まちの魅力・価値を高めていくための取り組みを推進し、健全な財政運営と持続的成長の好循環を図ってまいります。そして魅力ある東久留米市において、まだまだ潜在する魅力を引き出し、まちの魅力と価値を市民の皆さんと共に共有しながら高めたいと思います。

市では、28～32年度の5年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定しました。この計画を基に、市の将来像である「自然 つながり 活力あるまち」東久留米」の実現に向け、取り組みを進めていきます。後期基本計画の全文は市ホームページでご覧いただけます。製本したものは、4月1日(金)から企画調整課(市役所4階、市政情報コーナー)同2階、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館で、ご覧いただけます。詳しくは企画調整課 ☎470・7702へ。

○長期総合計画とは  
市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針として最上位に位置付けられる「東久留米市第4次長期総合計画」は、基本構想・基本計画から構成されています。23年に策定された基本構想は市が目指すまちなぎの将来像や基本理念を示し、それを実現するための施策の大綱を明らかにするもので、32年を目標年次としています。また、基本計画は基本構想を実現させるために施策の大綱に基づいて、計画期間中の課題と方向性を示すものです。基本計画の計画期間は、5年ごとの前期・後期に分かれており、前期計画期間が27年度で終了することから、市では前期基本計画の評価を踏まえ、後期基本計画を策定しました。

基本構想の体系図



昨年の訓練の様子

### 市役所本庁舎で シェイクアウト訓練を実施します

シェイクアウト訓練とは、同時に一斉に机の下に隠れるなどの身の安全を図る行動をとることによって行う、防災意識の向上を目的とした2008年にアメリカで始められた新しい形の訓練です。今年も東日本大震災が発生



した3月11日を迎えるに当たり、市職員の防災に対する意識の向上を図る契機として市役所本庁舎内で実施します。

【日時】3月11日(金) 午後1時

詳しくは管財課管財係 ☎470・7718へ。

### 《今号の主な内容》

- ・「市民税都民税」所得税の申告書は3月15日(火)までに提出を
- ・妊婦健診の公費助成を拡充します
- ・自転車等駐車場の随時利用登録を受け付けます
- ・おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成します

2面  
3面  
4面  
8面

### 市ホームページに バナー広告を掲載しませんか

月に約7万2000件のアクセスがある市のホームページに、広告(バナー広告)を掲載してみませんか。【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます。※広告デザインは広告主で作成していただきます。【掲載期間】5月から、1カ月単位で最長12カ月【掲載料】1枠当たり月2万円 申し込みは3月25日(金)までに(消印有効、所定の申込書(秘書広報課「市役所4階」で配布中)に必要事項を記入の上、〒203-8555 5、市役所秘書広報課宛て郵送、電子メール(anstokoh@city.higashikurume.lg.jp)、ファクス(470-78004、または直接同課へ持参してください)。



### おわびと訂正

広報2月15日号1面、「事務手数料改定のお知らせ」の手数料一覧表の中で、「土地及び家屋に関する証明」の改定前の手数料に誤りがありました。正しくは「改定前:200円」です。おわびして訂正いたします。

詳しくは企画調整課 ☎470・7702へ。